

保健センターからのお知らせ

◆第1期 胃がん・呼吸器 (肺がん・結核) 検診

日時 5月27日(土)・28日(日)・29日(月)・30日(火)・31日(水)の午前7時30分〜正午(時間指定不可。受診時間は受診券に記載します。)

- 会場 保健センター
 対象 市内在住の40歳以上の方
 ※次に該当する方は受診できません。
 □妊娠中または妊娠の可能性がある方
 □胃や肺に病気があり治療中の方
 □職場で受診する機会のある方
 定員 各日100人

※申込多数の場合は、抽選で受診者を決定し、受診決定者に受診券を5月1日(月)に発送する予定です。抽選に外れた方へも連絡します。
 費用 無料
 内容 胃がん検診(腹部デジタルX線撮影)、呼吸器検診(胸部デジタルX線撮影・喀痰検査)
 ※喀痰検査は別途検査条件があります。
 ※問診票は当日記入していただきます。
 事前に記入したい方は、受診券が手元に届いたら保健センターへお越しください。

申込期間 4月3日(月)〜24日(月)(当日)

消印有効)
 ※定員に満たない場合、24日(月)以降も受け付けます。

申込方法

- ①保健センターで申込用紙に記入(土・日曜日を除く午前8時30分〜午後5時)
 - ②はがきに必要事項を記入し、保健センターへ送付(申込用紙をはがきに貼付すると便利です。)
- ※申込用紙は、保健センター・市役所1階案内・市役所各連絡所で配布するほか、保健衛生事業日程表・市公式サイトに掲載しています。

■申込みはがき記入方法

<表面> 〒 205-0003 羽村市緑ヶ丘 5-5-2 羽村市保健センター がん検診担当 行	<裏面> ■氏名(フリガナ)、生年月日、住所、電話番号 ■検診希望日 ○第1希望 5月○日 ○第2希望 5月○日 ■受診希望検診項目 □胃のみ、呼吸器のみ、胃・呼吸器両方(いずれか選択して記入) ■喀痰検査希望の有無 ※有の場合は、理由も記入(注意事項参照)
---	---

※家族で検診を希望する場合も、1人の枚の申込みが必要です。

注意事項

- 胃がん検診・呼吸器(肺がん・結核)検診は同時受診可能です。
- 胃がん検診を受ける方は、前日午後9時以降、飲食ができません。
- 喀痰検査を希望する場合は該当理由を必ず記入してください。喀痰検査だけの受診はできません。

喀痰検査条件 (1日の喫煙本数) × (喫煙年数) ≧ 400以上の方

問合せ 保健センター ☎ 555-1111

11 ☎ 623

◆日本脳炎予防接種について

厚生労働省からの通知に基づき、今年度3歳になるお子さんへの第1期および9歳、18歳になる方への第2期予防接種の勧奨を行います。希望する方は、医療機関へ予約し、接種してください。

3歳になるお子さん

第1期の予防接種の予診票を、3歳児健診の案内と一緒に送付します。

9歳になるお子さん

9歳の誕生日に日本脳炎(第2期)

の予診票を送付します。

18歳になる方

4月中旬に第2期予防接種の予診票を送付します。なお、通知は対象者全員に送付します。第2期の予防接種を終了している場合は、接種の必要はありません。

そのほかの年齢の方

次の年齢に該当し接種を希望する方は、予診票を渡します。母子健康手帳を持参して保健センターへお越しください。

- ①法で定める対象年齢(3歳〜7歳5か月・9歳〜13歳の誕生日の前日まで)の間にあるお子さん
- ②重篤な副反応の発生に伴い日本脳炎予防接種が控えられたことにより接種機会を逃した方のうち、平成9年4月2日から平成19年4月1日生まれの方

※20歳の誕生日の前日までの間は定期予防接種の対象者として第1期・第2期ともに接種することができます。

問合せ 保健センター ☎ 555-1111

11 ☎ 626

マイナンバーニュース No.12



マイナンバーカードがさらに便利になります

平成28年2月から交付が開始されたマイナンバーカードは、マイナンバー通知カードに添付されている申請書により初回申請分は無料で取得できます。マイナンバーカードは、顔写真付きの身分証明書としての活用や、マイナンバーの提示が必要な各種手続きに、マイナンバーカード1枚で済むなどのメリットがあります。

平成29年度後半（実施日未定）から、マイナンバーカードを利用した次のようなサービスが予定されています。

①「マイナポータル（※1）」にログインできるようになります。マイナポータルを利用するためには、マイナンバーカード・ICカードリーダライタ・インターネット環境が利用できるパソコンなどが必要です。

②住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍証明書などをコンビニエンスストアで取得できるようになります。なお、コンビニでの証明交付サービスを利用するためには、マイナンバーカードの「利用者証明用電子証明書（※2）」の暗証番号

登録が必要です。

（※1）マイナポータルとは：行政機関がマイナンバーの付いた自己情報をいつ、どこでやりとりしたのかを確認したり、行政機関からのお知らせなどを確認できたりするウェブサイトのことです。

（※2）利用者証明用電子証明書とは：マイナンバーカードのICチップに格納されていて、インターネットやキオスク端末にログインする際などに利用者本人であることを証明するためのものです。マイナンバーカード申請時に「利用者証明用電子証明書を不要」とするとマイナポータルおよびコンビニでの証明交付サービスを利用できません。

さらに便利になるマイナンバーカードをまだ取得していない方は、早めにマイナンバーカードを取得しましょう。

問合せ マイナンバー制度に関すること：総務課法制係^③347／通知カード・マイナンバーカードに関すること：市民課受付係^④121

生活自立相談窓口案内

相談してみませんか？「もやもやした不安」が「やってみよう！」に変わるかもしれません！

生活自立相談窓口は、仕事や生活の困りごとについて、一緒に考え、目標に向けて行動を後押しする窓口です。

ひとりで悩んでいませんか？勇気ある一歩を一緒に踏み出しましょう！

「仕事のブランクがあり再就職が不安」「貯金があるうちに仕事や生活の困りごとを相談しておきたい」「家計を見直して生活を改善したい」など、相談をお待ちしています。

自立相談支援事業

仕事や生活での困りごとについて相談支援員などが話を伺い、関係機関と連携して、経済的・社会的な自立に向けた支援を行います。

住居確保給付金

離職により困窮状態になった方を対象とした家賃相当額の給付（有期）と就職に向けた支援を行います（受給には要件があります）。

家計相談支援事業

平成29年4月事業開始
相談者と共に家計の状況を明らかにし、必要な情報提供や助言を行うことにより、相談者自身が家計を管理する

力を高め、早期に生活の再生につながるよう支援していきます。

※生活保護との違い：生活困窮者自立支援制度は、自立を支援する制度で、基本は現金給付ではなく、経済的・社会的な自立に向けた相談支援を行うものです。

共通

受付時間 午前8時30分～正午、午後1時～5時（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

相談窓口 市役所1階社会福祉課
※まずは、電話で問い合わせてください。電話が難しい場合は、直接相談窓口へお越しください。

問合せ 社会福祉課庶務係^⑤107

